

大阪市告示第1402号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月10日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	取 消 年 月 日
近畿産業 信用組合	大正橋支店	〒550-0023 大阪市西区千代崎1丁目22番1号	令和7年 11月14日

（会計室会計管理担当）